

電子メール申請について



消防法令に基づく申請等の手続きが
直接来庁しての提出に加え、**電子メール**により行う
ことができます。



電子メール申請が可能な様式

防火・防災管理者選任（解任）届	統括防火・防災管理者選任（解任）届
防火対象物点検結果報告	自衛消防組織設置（変更）届
防災管理対象物点検結果報告	消防計画作成（変更）届
全体についての消防計画作成（変更）届	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届
消防用設備等（特殊消防用設備等）点検報告	工事整備対象設備等着工届

このほかに火災予防条例関係・予防関係・危険物関係の一部様式などもあります。

電子メール申請を行う場合、事前手続きが必要です。
詳しくは当ホームページ「電子メール申請」の欄を
ご確認ください。